

市民税・県民税申告書記載例

(各種控除の説明については、裏面をご覧ください。)

【表面の記載】

表
 受付 諫早市長殿 提出 R3年 2月 20日
 令和3年度 市民税・県民税申告書

現住所	諫早市東小路町1番2号		
電話番号	自宅携帯	00	- ΔΔΔΔ
フリガナ	イサハヤ タロウ		
氏名	諫早 太郎		
個人番号	[個人番号欄]		
生年月日	明・大昭・平	19年	5月5日
世帯主名	諫早 太郎	続柄	本人

○所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑬ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
⑭ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
⑰ 寡婦控除、ひとり親控除、ひとり親控除、ひとり親控除、ひとり親控除	寡婦控除	ひとり親控除	
⑱ 障害者控除	氏名	障害者の程度	
⑲ 配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日	
⑳ 扶養控除	氏名	続柄	

1 収入金額等	事業	営業等	ア		円
	不動産	イ			
	配当	ウ			
	給与	エ			
	公的年金等	オ			
	雑業務	カ			
	その他	キ			
	短期	ク			
	長期	ク			
	一時	ク			
2 所得金額	事業	営業等	①		
	不動産	②			
	配当	③			
	給与	④			
	公的年金等	⑤			
	雑業務	⑥			
	その他	⑦			
	総合譲渡・一時	⑧			
	合計	⑨			
3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩			
	医療費控除	⑪			
	社会保険料控除	⑫			
	生命保険料控除	⑬			
	地震保険料控除	⑭			
	寡婦、ひとり親控除	⑮			
	障害者控除	⑯			
	配偶者控除	⑰			
	扶養控除	⑱			
	基礎控除	⑲			
	合計	⑳			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

扶養	扶養親族	氏名	続柄	生年月日	生活状況	控除額
		諫早 太郎	子	明・大昭・平	同居	33万円
		子の子	子	明・大昭・平	同居	
		子の子	子	明・大昭・平	同居	
		子の子	子	明・大昭・平	同居	

公的年金等の収入がある方へ

次の方は市民税・県民税の申告を行う必要があります。

○公的年金等の収入以外に20万円以下の他の所得がある方

○公的年金等の源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等)、生命保険料控除、医療費控除、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除、配偶者控除及び扶養控除などの各種控除を受けようとする方

次の方は所得税の確定申告を行う必要があります。

○公的年金等の収入金額が400万円を超える方及び公的年金等の収入以外に20万円を超えるその他の所得がある方

○所得税の還付を受けようとする方

※上記のいずれにも該当しない方は、必ずしも申告する必要はありません。

【参考：給与所得の源泉徴収票】

令和 2 年分 給与所得の源泉徴収票

給与	3,012,000	2,028,400	2,320,350
源泉徴収税額	480,000	1	1
所得金額	80,350	100,000	50,000

【参考：公的年金等の源泉徴収票】

令和 2 年分 公的年金等の源泉徴収票

年金の種類	金額
国民年金	15,000
厚生年金	20,000
合計	35,000

【裏面の記載】

ア 営業所得等計算

売上(収入金額)	①		円
売上原価	②		
経費	③		
合計	④		

イ 農業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

オ 配当所得に関する事項

種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

カ 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種別	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

キ 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	一時	収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
				3,000,000	1,820,000	1,180,000	500,000	680,000

ク 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	個人番号	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
諫早 花子	妻	[個人番号]	明・大昭・平		

(注1) 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所
諫早 花子	長崎市桜町2番22号

コ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

ク 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得			

ケ 給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

コ 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
長崎県	
諫早市	

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「長崎県」、「諫早市」の各欄には、条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

ク 非課税収入に関する事項

1 障害年金、遺族年金及び公的扶助等を受給していた場合
種別 障害年金 受給先 日本年金機構
金額 1,540,000 円

2 失業中に係る雇用保険(失業保険)を受給していた場合
受給期間 2年7月～2年12月まで 受給額 360,000 円

ク 扶養親族等に関する事項

あなたが誰かに扶養されていた場合
氏名 諫早 一郎 続柄 父
住所 大村市筑島1-2-5 電話番号 0957-00-ΔΔΔΔ

カ 給与収入明細

月	勤務日数	月収
1	20日	165,300円
2	22日	180,400
3	21日	172,200
4	20日	165,300
5	21日	172,200
6	20日	188,700
7	19日	155,800
8	21日	172,300
9	20日	164,230
10	19日	155,850
11		0
12		0
賞与等		60,000
合計		1,752,280

ケ 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	円
長崎県	
諫早市	

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「長崎県」、「諫早市」の各欄には、条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

※「一時所得」及び「別居の扶養親族等に関する事項」の記載内容以外、表面の記載例に反映していません。

◎ 本件についてのお問い合わせ

本 庁 市民税課	22-1500 (内線3341~3347)	森山支所	地域総務課	36-1111
多良見支所	地域総務課	43-1111	飯盛支所	地域総務課
飯盛支所	地域総務課	48-1111	小長井支所	地域総務課
小長井支所	地域総務課	34-2111		

1 所得金額について

営業	個人で営業（販売業、製造業、飲食業、サービス業、外交員、大工など）をしている人の所得。 裏面⑨の営業所得等計算に記入し、表面⑩の営業等に収入金額、⑪の営業等に所得金額を記入してください。																																																	
事業	農業 農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育などによる所得。 裏面⑩の農業・不動産所得に関する事項に記入し、表面⑩の農業に収入金額、⑫の農業に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。																																																	
	不動産 貸家、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得。 最初に裏面⑩の農業・不動産所得に関する事項に記入し、表面⑩の不動産に収入金額、⑬の不動産に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。なお、経費の計算には裏面の営業所得等計算をご利用ください。																																																	
利子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得。表面⑭の利子に収入金額、⑮の利子に所得金額を記入してください。																																																	
配当	法人から受ける株式や出資金の配当、剰余金の分配などによる所得。最初に裏面⑯の配当所得に関する事項に記入し、表面⑯の配当に収入金額、⑰の配当に所得金額を転記してください。																																																	
給与	給料、賃金、賞与（日雇いなどの賃金も含む。）等の所得。 給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額を表面⑱の給与に、給与所得控除後の金額を⑲の給与に記入してください。なお、源泉徴収票を受け取ることができない場合は、裏面の給与収入明細に正確に記入し、合計金額を表面⑱の給与に、次の計算式で算出した所得金額を⑲の給与に記入してください。〔添付書類〕 給与所得の源泉徴収票																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> <th>収入金額</th> <th>所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～550,999円</td> <td>0円</td> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A） $A \times 2.4 - 100,000$円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>収入－550,000円</td> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>$A \times 2.8 - 80,000$円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>$A \times 3.2 - 440,000$円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>収入金額×0.9－1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> <td>8,500,000円～</td> <td>収入金額－1,950,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収入金額	所得金額	収入金額	所得金額	～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A） $A \times 2.4 - 100,000$ 円	551,000円～1,618,999円	収入－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	収入金額－1,950,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																							
収入金額	所得金額	収入金額	所得金額																																															
～550,999円	0円	1,628,000円～1,799,999円	収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A） $A \times 2.4 - 100,000$ 円																																															
551,000円～1,618,999円	収入－550,000円	1,800,000円～3,599,999円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円																																															
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円																																															
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円																																															
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	収入金額－1,950,000円																																															
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																																																	
雑	公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）の所得。 公的年金等の支払者から受領した公的年金等の源泉徴収票に記載された支払金額を表面⑳の公的年金等に、次の計算式にて算出した所得金額を㉑の公的年金等に記入してください。〔添付書類〕 公的年金等の源泉徴収票																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">受給者の年齢</th> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳未満 (昭和31年1月2日以後に生まれた方)</td> <td>～1,299,999円</td> <td>収入金額－600,000円</td> <td>収入金額－500,000円</td> <td>収入金額－400,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000円～4,099,999円</td> <td>収入金額×0.75－275,000円</td> <td>収入金額×0.75－175,000円</td> <td>収入金額×0.75－75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>収入金額×0.85－685,000円</td> <td>収入金額×0.85－585,000円</td> <td>収入金額×0.85－485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>収入金額×0.95－1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～</td> <td>収入金額－1,955,000円</td> <td>収入金額－1,855,000円</td> <td>収入金額－1,755,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳以上 (昭和31年1月1日以前に生まれた方)</td> <td>～3,299,999円</td> <td>収入金額－1,100,000円</td> <td>収入金額－1,000,000円</td> <td>収入金額－900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円～4,099,999円</td> <td>収入金額×0.75－275,000円</td> <td>収入金額×0.75－175,000円</td> <td>収入金額×0.75－75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円～7,699,999円</td> <td>収入金額×0.85－685,000円</td> <td>収入金額×0.85－585,000円</td> <td>収入金額×0.85－485,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円～9,999,999円</td> <td>収入金額×0.95－1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95－1,255,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円～</td> <td>収入金額－1,955,000円</td> <td>収入金額－1,855,000円</td> <td>収入金額－1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満 (昭和31年1月2日以後に生まれた方)	～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	65歳以上 (昭和31年1月1日以前に生まれた方)	～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円
受給者の年齢	公的年金等の収入金額			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																														
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																														
65歳未満 (昭和31年1月2日以後に生まれた方)	～1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円																																														
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円																																														
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円																																														
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円																																														
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																														
65歳以上 (昭和31年1月1日以前に生まれた方)	～3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円																																														
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円																																														
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円																																														
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円																																														
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																														
その他	個人年金（生命保険年金、郵便局の年金保険など）、原稿料などで他の各所得のいずれにも該当しない所得。 年金等の支払者から受領した年金額等のお知らせ（支払先で名称が異なります。）などに記載された金額を表面㉒のその他に記入してください。また、裏面の雑所得（公的年金等以外）に関する事項にも記入し、所得金額（収入金額－必要経費）の合計額を㉓のその他に記入してください。〔添付書類〕 受取額を証する書類																																																	
総合譲渡	総合 土地建物以外の資産（船舶、自動車、機械器具、営業権など）の譲渡による所得。 ※所有期間が5年を超える場合は長期譲渡、5年以下の場合は短期譲渡に該当します。																																																	
	一時 生命保険契約等に基づく一時金、生命保険金や郵便局等の満期返戻金などのような一時的な所得。 裏面㉔の総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項に記入し、表面に記入してください。 ※ 特別控除は、50万円ですが、「収入金額」から「必要経費」を差し引いた金額が50万円未満の場合には、その残額を限度とします。〔添付書類〕 受取額を証する書類																																																	
障害年金、遺族年金などの収入があった方	障害年金、遺族年金、雇用保険（失業保険）、公的扶助（生活保護費）などの収入には課税されません。 裏面下段㉕の非課税収入に関する事項にその内容を記入してください。																																																	
収入がなかった方	学生、無職又は誰かに扶養されていたなど、昨年中全く収入がなかった場合、裏面下段㉖の扶養親族等に関する事項又は㉗のその他参考事項（昨年の生活状況等）に記入してください。																																																	
所得金額調整控除	<p>(1) 子育て・介護世帯の場合 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の①～③のいずれかに該当する場合には総所得金額の計算において給与所得金額から次の算式で計算した金額が控除されます。</p> <p>① 本人が特別障害者に該当する ② 23歳未満の扶養親族を有する ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する</p> <p>調整額＝（給与等の収入金額（1,000を超える場合は1,000万円）－850万円）×10% ※同一生計配偶者・生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下で事業専従者でない者</p> <p>(2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の双方がある場合 給与所得及び公的年金に係る雑所得がどちらも有り、その合計額が10万円を超える場合には、給与所得金額から次の算式で計算した金額が控除されます。</p> <p>控除額＝給与所得（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得（上限10万円）－10万円※ ※（1）の所得金額調整控除がある場合は、（1）を適用後の給与所得金額から控除されます。</p>																																																	

2 所得控除（所得から差し引かれる金額）について

雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が前年中に災害や盗難、横領などにより家屋、家財などに損害を受けた金額が一定額を超える場合に控除されます。表面左側⑫雑損控除に記入してください。[添付書類]災害等に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書等																																																																						
医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が一定額を超える場合に控除されます。（限度額 200 万円） 表面左側⑬医療費控除に支払った医療費及び保険金などで補填される金額（高額療養費、出産一時金、医療保険金、入院費給付金など）、表面右側⑬医療費控除に「支払った医療費－保険金などで補填される金額－（総所得金額の5%と10万円のどちらか少ない方）」の金額を記入してください。[添付書類]医療費控除の明細書（領収書はご自宅等で5年間保存）																																																																						
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険料、国民年金保険料及び介護保険料などで、前年中あなたが支払った場合、その金額が控除されます。ただし、各種保険料を年金から特別徴収されている方については、その方のみが保険料の支払者となります。表面左側及び右側⑭社会保険料控除に記入してください。[添付書類]支払額を証する書類																																																																						
生命保険料控除	あなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。表面左側⑯生命保険料控除に支払額、表面右側⑯生命保険料控除に控除額を記入してください。[添付書類]支払額の証明書 ※一般生命保険料又は個人年金保険料において、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれで算出した控除額を合計した額が2万8千円を超える場合は2万8千円が限度。 ※各保険料の控除額を合計した額が7万円を超える場合は7万円が限度。 ※新契約・旧契約の区分については、控除証明書に記載されています。介護医療保険料は新契約の計算式で算出してください。																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新契約</th> <th colspan="2">旧契約</th> </tr> <tr> <th>保険料</th> <th>控除額</th> <th>保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>保険料×1/2+6,000円</td> <td>15,001円～40,000円</td> <td>保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>保険料×1/4+14,000円</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	新契約		旧契約		保険料	控除額	保険料	控除額	12,000円以下	保険料の全額	15,000円以下	保険料の全額	12,001円～32,000円	保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	保険料×1/2+7,500円	32,001円～56,000円	保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	保険料×1/4+17,500円	56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律35,000円																																														
新契約		旧契約																																																																					
保険料	控除額	保険料	控除額																																																																				
12,000円以下	保険料の全額	15,000円以下	保険料の全額																																																																				
12,001円～32,000円	保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	保険料×1/2+7,500円																																																																				
32,001円～56,000円	保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	保険料×1/4+17,500円																																																																				
56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律35,000円																																																																				
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料と旧長期損害保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。 ※旧長期損害保険料とは、保険期間が10年以上で満期返戻金などの特約があるものをいい、平成18年末までに締結したものに限りです。 ※地震と旧長期の両方の支払がある場合、それぞれの控除額を合計した額が2万5千円を超える場合は2万5千円が限度。 表面左側⑰地震保険料控除に支払額、表面右側⑰地震保険料控除に控除額を記入してください。[添付書類]支払額の証明書																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地震保険料</th> <th colspan="2">旧長期損害保険料</th> </tr> <tr> <th>保険料</th> <th>控除額</th> <th>保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>保険料×1/2</td> <td>5,000円以下</td> <td>保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> <td>5,001円～15,000円</td> <td>保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	地震保険料		旧長期損害保険料		保険料	控除額	保険料	控除額	50,000円以下	保険料×1/2	5,000円以下	保険料の全額	50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円			15,001円以上	10,000円																																																		
地震保険料		旧長期損害保険料																																																																					
保険料	控除額	保険料	控除額																																																																				
50,000円以下	保険料×1/2	5,000円以下	保険料の全額																																																																				
50,001円以上	25,000円	5,001円～15,000円	保険料×1/2+2,500円																																																																				
		15,001円以上	10,000円																																																																				
寡婦ひとり親控除	あなたが配偶者と死別又は離別など、一定の条件を満たす場合に所定の金額が控除されます。ただし、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外となります。表面左側⑱寡婦控除の理由を○で囲む、または⑲ひとり親控除を選択し、表面右側⑱寡婦控除、⑲ひとり親控除に控除額を記入してください。[控除額]26万円（ひとり親控除30万円） ※寡婦…①夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明であり、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である方 ②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下である方。 ※ひとり親…婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が4.8万円以下）を有する合計所得金額が500万円以下である方。																																																																						
障害者控除	あなた又は同一生計配偶者及び扶養親族に障害がある場合に所定の金額が控除されます。表面左側⑳障害者控除に氏名及び障害の程度、表面右側㉑勤労学生、障害者控除に控除額の合計を記入してください。[控除額]障害者26万円（特別障害者30万円、同居特別障害者53万円） ※特別障害者…身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級の方など重度の障害がある方。 ※同居特別障害者…特別障害者である扶養親族で、あなたや配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。																																																																						
勤労学生控除	あなたが、勤労学生である場合に所定の金額が控除されます。表面左側㉒勤労学生控除に学校名、表面右側㉒勤労学生、障害者控除に控除額を記入してください。[控除額]26万円（合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合）																																																																						
配偶者控除	あなたが、合計所得金額48万円（給与収入のみの場合収入金額103万円）以下の生計を一にする配偶者を有する場合に、所定の金額が控除されます。表面左側㉓～㉖配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に氏名等、表面右側㉓配偶者控除に控除額を記入してください。※配偶者が昭和26年1月1日以前生まれの場合は老人控除対象配偶者																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の所得金額</th> <th colspan="3">900万円以下</th> <th colspan="3">900万円超950万円以下</th> <th colspan="3">950万円超1,000万円以下</th> <th colspan="3">1,000万円超</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>33万円</th> <th>22万円</th> <th>11万円</th> <th>0円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> <td>※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄にチェックを入れてください。</td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			1,000万円超			一般	33万円	22万円	11万円	0円	配偶者控除	老人	38万円	26万円	13万円	※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄にチェックを入れてください。																																														
納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			1,000万円超																																																													
	一般	33万円	22万円	11万円	0円																																																																		
配偶者控除	老人	38万円	26万円	13万円	※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄にチェックを入れてください。																																																																		
配偶者特別控除	あなたが、合計所得金額48万円を超え133万円以下（給与収入のみの場合収入金額103万円を超え201万6千円未満）の生計を一にする配偶者を有する場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面左側㉗～㉚配偶者特別控除・同一生計配偶者に氏名等、表面右側㉗配偶者特別控除に控除額を記入してください。																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者本人の所得金額</th> <th colspan="3">900万円以下</th> <th colspan="3">900万円超950万円以下</th> <th colspan="3">950万円超1,000万円以下</th> <th rowspan="2">納税者本人の所得金額</th> <th colspan="3">900万円以下</th> <th colspan="3">900万円超950万円以下</th> <th colspan="3">950万円超1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円				
納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下			納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超950万円以下			950万円超1,000万円以下																																																						
	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額		控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																								
48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																												
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																												
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																
扶養控除	あなたが、合計所得金額48万円（給与収入のみの場合収入金額103万円）以下の生計を一にする扶養親族を有する場合に、所定の金額が控除されます。表面左側㉛扶養控除に氏名等、表面右側㉛扶養控除に控除額の合計を記入してください。 なお、別居の場合は裏面(注1)別居の扶養親族等に関する事項に記入してください。 ※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、市県民税の非課税判定に必要ですので、必ず表面16歳未満の扶養親族(控除対象外)に記入してください。なお、障害者控除等は適用されます。																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（16歳以上19歳未満：平成14年1月2日から平成17年1月1日生） （23歳以上70歳未満：昭和26年1月2日から平成10年1月1日生）</td> <td></td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定（19歳以上23歳未満：平成10年1月2日から平成14年1月1日生）</td> <td></td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人（70歳以上：昭和26年1月1日以前生）</td> <td></td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等（老人扶養親族のうち、あなたが配偶者の直系尊属で同居している場合）</td> <td></td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		控除額	一般（16歳以上19歳未満：平成14年1月2日から平成17年1月1日生） （23歳以上70歳未満：昭和26年1月2日から平成10年1月1日生）		33万円	特定（19歳以上23歳未満：平成10年1月2日から平成14年1月1日生）		45万円	老人（70歳以上：昭和26年1月1日以前生）		38万円	同居老親等（老人扶養親族のうち、あなたが配偶者の直系尊属で同居している場合）		45万円																																																							
区分		控除額																																																																					
一般（16歳以上19歳未満：平成14年1月2日から平成17年1月1日生） （23歳以上70歳未満：昭和26年1月2日から平成10年1月1日生）		33万円																																																																					
特定（19歳以上23歳未満：平成10年1月2日から平成14年1月1日生）		45万円																																																																					
老人（70歳以上：昭和26年1月1日以前生）		38万円																																																																					
同居老親等（老人扶養親族のうち、あなたが配偶者の直系尊属で同居している場合）		45万円																																																																					
基礎控除	あなたの合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面右側㉜基礎控除に控除額を記入してください。																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～24,000,000円</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>24,000,001円～24,500,000円</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>24,500,001円～25,000,000円</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000,001円～</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用はありません。</p>	合計所得金額	基礎控除額	～24,000,000円	430,000円	24,000,001円～24,500,000円	290,000円	24,500,001円～25,000,000円	150,000円	25,000,001円～	なし																																																												
合計所得金額	基礎控除額																																																																						
～24,000,000円	430,000円																																																																						
24,000,001円～24,500,000円	290,000円																																																																						
24,500,001円～25,000,000円	150,000円																																																																						
25,000,001円～	なし																																																																						